

## 意見を 出そうと 思っている 人へ

意見を 出すときは つぎの ことに 注意して ください。

### ①インターネットを 使って 出したいとき

(1) 市の ホームページから「企画課」に 入って ください。

(ホームページ → 「組織で探す」 → 部局別一覧 総合政策部 企画課)

(2) 「企画課」の ウェブページから「住民投票条例の一部改正（案）にご意見を寄せください」に 進んで ください。

(3) 「意見提出専用フォーム」から 出すことが できます。

### ②インターネットを 使わずに 出したいとき

(1) 郵便、ファクス、市役所で 働いている人に わたすなどの 方法で

出したいときは 決まった用紙（意見公募提出用紙）に 書いて ください。

書いた 用紙を 下の **送るところ**に 出して ください。

(2) 用紙（意見公募提出用紙）は、市の ホームページで ダウンロードが

できます（上の **①インターネットを 使って 出したいとき**（2）の ページで

ダウンロードが できます）。また 市役所の 広報広聴課情報公開コーナー、

企画課、市民センター、山滝支所で ファイルに 入れて 置いています。

(3) 電話での 受け付けは していません。

## 受け付けを している 期間

- (1) 2020年2月1日(土曜日) から 3月2日(月曜日) まで 受け付け  
しています。
- (2) 3月2日を 過ぎると 受け付けが できません。 注意して ください。

## 送るところ

住所 〒596-8510 岸和田市岸城町7-1 岸和田市役所企画課  
ファクス 072-423-6749

## これからのことについて

- (1) 出された 意見を まとめたものと 市の 考え方は、 市のホームページで  
お知らせします。
- (2) 同じような 意見は まとめて お知らせする 場合が あります。
- (3) 意見を出してくれた人 それぞれに 返事をする事は できません。